

自動車・バイク通学（本学学生用駐車場使用）に関する規則

1 目的

この規則は、本学学生用駐車場使用に関する基準を定め、学生の自動車・バイクによる通学の適正と安全を図ることを目的とする。

2 自動車・バイク通学願

- (1) 本学学生用駐車場使用に係る「自動車・バイク（学生駐車場使用許可）願」は、原則として、1月、4月（新入生のみ）および7月に提出しなければならない。
- (2) 許可期間は、許可された日から各学期終了日までとする。但し、学校行事（入学式・卒業式・学園祭等）は除く。保護者等来学者優先とする。
- (3) 「自動車・バイク（学生駐車場使用許可）願」（本学駐車場使用）による許可を受けていない学生で、自動車・バイクで通学する時は必ず民間駐車場と契約を結ぶこと。

3 許可の基準

任意自動車保険に加入しており、対人賠償補償額が自動車の場合無制限、バイクの場合3,000万円以上のものに加入していること。

4 許可証

- (1) 許可された学生には、所定の許可証を発行する。
- (2) 許可された学生は、駐車時、許可証をフロントガラスの内側に提示すること。

5 遵守事項

自動車・バイク通学（本学駐車場使用）を許可された学生は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) それぞれの指定の場所以外には駐車しないこと。
- (2) 駐車許可証は他に譲渡し、または使用させないこと。
- (3) 通学にあたっては、交通法規ならびにその趣旨を則して、交通安全に万全を期すること。

6 許可の取り消し

自動車・バイク通学（本学駐車場使用）の許

可は、次の場合は、取り消しまたはこれに準ずる措置をとる。

- (1) この規則を遵守することができないとき。
- (2) 通学の際はもちろん、学外においても、交通法規違反、その他これに類する行動があったとき。
- (3) その他この規則の趣旨に反する行為があったとき。
- (4) 無断で駐車場を使用した場合は、以後自動車・バイク通学（本学駐車場使用）の許可申請を受付けない。または上記1の取扱いの停止等の措置をとる。なお、これに関連して、大学周辺の路上駐車は、交通法規（道路交通法45条1項）に違反するので、上記（2）に準じて処置するほか、状況によっては、懲戒等の処分の対象とする。

7 自転車通学（本学駐車場使用）

本規則に準じ別に定める。

8 その他

- (1) 本学学生駐車場における自動車・バイク等の損傷については本学では一切責任を負わない。
- (2) この規則についての細部にわたる事項に関しては、別に定める内規によって処理する。